

2020年2月10日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

「振込規定」改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、2020年2月17日（月）より振込の組戻手数料の徴収基準を変更すること等に伴い、振込規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定内容

(1) 組戻手数料徴収基準の変更

お振込内容に誤りがある場合や受取人口座へ振込できない場合に、ご依頼人さまへ振込資金を返却する際、組戻手数料（振込資金返却手数料）をご負担いただくことといたします。

改正後（下線部が追加箇所）
10. 手数料 (1)～(4) 省略（現行どおり） <u>(5) 入金口座なし等の事由により返却された振込資金の受領等の手続にあたっては、当行所定の振込資金返却手数料をいただきます。</u> (6) 省略（項番号を繰下げ、内容は現行どおり）

(2) 変更条項の追加

改正民法（債権法）が2020年4月1日（水）に施行予定となっていることを踏まえ、振込規定を一定の要件のもとで変更することができる条項を新設します。

改正後（下線部が追加箇所）
13. <u>規定の変更</u> <u>(1) この規定の各条項その他の条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) (1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2. 改定日

2020年2月17日（月）

以上